令和6年度交野市大気環境調査及び窒素酸化物濃度簡易調査委託 仕様書

1 共通事項

1-1 業務概要

本業務は、交野市内の一般環境における大気質等の濃度を測定し、大気汚染の状況を把握するために実施する。なお、本仕様書中、委託者を甲、受託者を乙とする。

1-2 委託内容

- (1) 大気環境調査
- (2) 窒素酸化物濃度簡易調査

各業務の詳細については、「2 大気環境調査業務」及び「3 窒素酸化物簡易調査業務」 のとおり。

1-3 調査時期

6月、9月、12月、2月の年4回実施する。大気環境調査及び窒素酸化物濃度簡易調査を それぞれ同時に実施すること。

なお、調査実施時期については委託期間内において、甲乙協議のうえ決定する。

1-4 委託期間

令和6年4月30日から令和7年3月25日までとする。

1-5 安全管理

乙は本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。

1-6 提出書類

着手前

(1)着手届1部(2)委託費內訳書1部(3)工程表1部(4)主任技術者届各1部(5)経歴書各1部

※(4)、(5)については、調査ごとに専任し各1部提出すること。

完了前

(1) 報告書

※調査ごとに分けること。詳細は「2-5.報告書」及び「3-5.報告書」の項参照。

(2) 完了届 1部

(3) その他甲が指示したもの 指示部数

完了後

(1) 引渡書 1部

1-7 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

2 大気環境調査業務

2-1. 測定地点

2地点(別添1 地図参照)

- · 青山局敷地内(青山2丁目2631番3他1筆)
- · 市立星田西体育施設(星田西3丁目28-1)

2-2. 測定項目及び測定期間

大気質---窒素酸化物 (NO・NO2・NOx) 浮遊粒子状物質

気 象---風向、風速、気温、湿度

*気象及び窒素酸化物濃度(JISB7953 7.2.2 化学発光方式)、浮遊粒子状物質濃度(JISB7954 5.2. ベータ線吸収方式)は、1週間の連続測定を行う。

2-3. 測定方法

移動測定車又は測定用小屋(コンテナ)等を用い、2地点同時に測定すること。

移動測定車又は測定用小屋(コンテナ)に関しては、空調機器が付属している(又は設置できる)ものを使用し、測定時には適正な温度管理を行なうこと。また、以下の最新版のマニュアル等に準拠して実施すること。

- ○「環境大気常時監視マニュアル」(環境省監修)
- ○「地上気象観測指針」(気象庁)

2-4. 精度管理

分析時の精度管理については、上記マニュアル等に準じること。

2-5. 報告書

各回の試料採取後は、分析結果を速やかにまとめ速報値結果として報告書1部を提出すること。また、最終報告書としては、環境監視施設(中央局、天野が原局)及び周辺測定局等の測定結果を併せた年間の評価・考察を加え2部提出し、併せて電子媒体でも提出すること。なお、最終の報告において、精度管理等のバックデータについては、電子媒体で提出すること(書面にする必要はなし)。

また、書面による報告書は、できる限り両面コピーを行い、総合評価指標に基づく総合評価値80ポイント以上の用紙を使用すること。(カバーは除く)

2-6. 損害賠償及び補償

本業務にあたり、測定地点における建物・工作物・備品類・その他に対して損害を与えた場合は、直ちに甲に報告し、その都度補修、弁償等を行うものとすること。なお、その経費は乙の負担とすること。

2-7. その他

各調査地点の電気料金は、甲が負担するものとする。

測定車等設置期間中は、歩行者、交通車両及び施設利用者等に支障がないよう配慮すること。

3-1. 測定地点

市内14地点(別添2 一覧参照)

3-2. 測定項目及び測定期間

- 一酸化窒素 (NO = NO_x NO₂)
- 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物 (NO_x)

測定1回あたりの曝露時間は1週間とする。

3-3. 測定方法

PTIO[※]法

 NO_2 は、選択的に吸収するトリエタノールアミンを用い、また NO は PTIO を酸化剤として用い、各々の試薬を含浸させたろ紙をセットしたサンプラーを大気中に暴露させて、1つのサンプラーで NO 及び NO_2 を同時測定する。

%PTIO · · · 2-Phenyl-4, 4, 5, 5-tetramethylimidazoline-3-oxide-1-oxyl

3-4. 業務の分担

- 甲サンプラーの設置及び回収に関すること。
- 乙 委託者の業務以外(サンプラーの提供及び分析)

3-5. 報告書

測定結果の報告は、測定終了後速やかに行うこと。各回の結果は速報値として1部ずつ提出し、年間の調査報告書は2部提出すること。また測定結果については、電子媒体でも提出すること。なお、年間の調査報告書については、市の常時監視測定結果をもとに補正した測定値で報告すること。報告内容には、考察を添えて提出すること。

また、書面による報告書は、できる限り両面コピーを行い、総合評価指標に基づく総合評価値80ポイント以上の用紙を使用すること。(カバーは除く)

以 上

○青山局敷地内(青山2丁目2631番3他1筆)



○市立星田西体育施設(星田西3丁目28-1)周辺



令和6年度 窒素酸化物濃度簡易調査 (PTIO) 地点一覧

地点 No.	名 称
1	交野市役所
2	郡津小学校
3	教育文化会館
4	私部西3丁目柴野第3ちびっこ広場
5	あさひ認定こども園
6	星田山手自治会館
7	私市山手自治会館
8	私部南1-1-15
9	森区民ホール
1 0	東倉治5-2-1
1 1	向井田1-45-1
1 2	星田北8-3779-1
1 3	妙見東中央公園
1 4	天野が原局(天野が原町2丁目652番8他)